

渋沢駅重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、秦野市駅移動円滑化基本構想に即して、渋沢駅重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(別添周辺地図参照)
 - (1) 曲松交差点から柳町交差点までの道路の区間
国道246号(曲松交差点から柳町交差点先まで)
 - (2) 渋沢駅入口交差点から堀川小学校前交差点までの道路の区間
県道706号(渋沢駅入口交差点から堀川小学校前交差点まで)
 - (3) 西公民館前交差点から柳町交差点までの区間
県道707号(西公民館前交差点から柳町交差点まで)
 - (4) 渋沢駅入口交差点から西公民館入口交差点までの区間
市道84号(渋沢駅入口交差点から西公民館前交差点)
- 2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) 国道246号(曲松交差点から柳町交差点先まで)
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
標識のオーバーハング化
 - イ 実施予定期間
平成17年度の予定
 - (2) 県道706号(渋沢駅入口交差点から堀川小学校前交差点まで)
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
標識のオーバーハング化
 - イ 実施予定期間
平成16年度の予定
 - (3) 県道707号(西公民館から柳町交差点まで)
 - ア 実施事業内容
横断歩道の整備
標識・標示の高輝度化
 - イ 実施予定期間
平成16年度の予定
 - (4) 市道84号(渋沢駅入口交差点から西公民館入口交差点まで)
 - ア 実施事業内容
標識標示の高輝度化
 - イ 実施予定期間
平成16年度の予定
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 音響式信号機については、個々の交差点について必要性を検討しながら整備を進め

る。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、違法駐車防止についての広報・啓発活動等に関し関係機関・団体と連携して、重点的かつ計画的に実施する。



渋沢駅周辺図

県道706号
標識標示の高輝度化

国道246号
標識標示の高輝度化

県道707号
標識標示の高輝度化
横断歩道の整備

市道84号
標識標示の高輝度化

地理院地図